

中小企業等グループ施設等復旧整備事業（グループ補助金）による 車両の復旧に係る取扱いについて

平成 30 年 10 月 23 日
中小企業等復興支援プロジェクト・チーム

1 補助対象とすることができる車両

○被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いており、事業内容に適した車種であること。

(1) 「被災前に所有していたこと」とは

道路運送車両法による自動車登録に係る所有者（車検証の所有者）であることで判断します。

(2) 「業務用のみに用いていたこと」とは

事業用のみで資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確であることをいい、次の条件により確認を行い、適当と認められることで判断します。

【復旧前】

事業用のみで資産計上されており、かつ次の要件を複合的に確認して判断します。

- ① 車体に企業名、屋号等が明示されていること
 - ② 運行記録、業務日報など業務の用に供していたことを証する書類
 - ③ 自動車保管場所が事業所（個人事業主の住宅等は除く）となっていること
 - ④ 当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」とするなど、業務中の事故を保険金支払い対象とする自動車保険に加入していること
 - ⑤ その他、業務用に使用されていたことを証する書類
- 注) ②～⑤の書類により業務以外の用途で使用されていたことが確認された場合は、補助の対象外となります。

【復旧後】

事業用のみで資産計上すること及び車体に企業名・屋号等又はグループ認定に係るグループ名もしくは補助金名が印刷（※1）されておりかつ次の要件を複合的に確認して判断します。

- ①自動車保管場所が事業所（※2）となっていること
- ②運行記録、業務日報の記録が行われること
- ③当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」とするなど、業務中の事故を保険金支払い対象とする自動車保険に加入していること

※1 見やすい箇所に判読可能な適正な大きさとで標示すること。

※2 事業所が契約している隣接の駐車場も含む。事業所に駐車場が無い場合を除く。

2 入替に係る被害車両の取扱、手続きについて

(1) 被災車両の処分に当たり収入があった場合

被災車両の引き取りに際し対価（スクラップ、部品取りでの買取）があった場合については、補助対象経費から差し引きません。なお、中古市場に出回るもの（下取り）は、修繕可能という判断になるので入替による復旧はできません。

(2) 被災車両の入替に際しての手続き

被災車両を入替により復旧する場合は、販売店や修理工場などから修理不能の証明書を手いいただくとともに、永久抹消登録の手続きを行ってください。

(3) 入替車両の調達について

入替に当たっては、被災前の資産を復旧することから、新車で調達したものは新車でも中古車でもかまいません。なお、被災前に中古で調達したものについては、原則中古での復旧となります。

3 同等品の判断について

入替車両は、被災した車両と同等品以下の車両となりますが、同等品以下の車両の判断は、排気量のみではなく、積載量、運搬可能量など、車の性質（乗用、貨物、特殊など）に応じて総合的に確認させていただきます。

同等品以下と判断できない場合は、購入費用そのものが対象外となります。（ただし、販路拡大等のための新分野事業に該当する場合はこの限りではありません。）

注）被災車両が著しく古いため、現在同等品が販売されていないなど同等品の調達が困難な場合は、現在調達可能な最低限ランクの車両への入替が可能です。（最低限ランクの車両でない場合は、購入費用そのものが補助対象外となります。）

4 その他

(1) 自動車修理工場などの、いわゆる「代車」について

いわゆる「代車」については、上記1から3に加えて、過去にいわゆる代車落ちしたものを販売していないことなど商品として売却していないことを確認させていただきます。なお、交付決定後に売却した場合には、当該車両に係る補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還をしていただくこととなりますのでご注意ください。

(2) 入替車両の装備品について

入替を行う場合の車両の装備品については、被災車両に装備されており業務上必要なものについてのみ補助金の対象とします。入替調達時に、被災時に付属していなかった装備品を取り付けて調達することは機能アップとなることから補助対象外となります。

注）装備品について、補助金額の確定後に装備することは、当該車両の機能を低下

させるものではない場合は、制限はありません。

(3) ローン・割賦販売により調達した車両について

グループ補助金は、所有者が復旧することとしているため、車両の登録上の所有者が同一グループに入り、補助金申請をする必要があります。なお、認定申請前に残債処理による所有権移転を行い、自らが所有者として復旧をすることとしてもかまいません。

(4) 車両入替時の補助対象経費

車両入替の際の補助対象経費は、車両本体（補助対象となる装備品を含む）のみで、自動車取得税、重量税、登録費用など法定費用等は補助対象外となります。

また、同じ性能の範囲内で車両を増やすことは補助の対象外となります。（4トントラック1台→2トン2台など）（ただし、販路拡大等のための新分野事業に該当する場合はこの限りではありません。）